

5 監 第 104 号  
令和 5 年 8 月 31 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 京都府監査委員 | 四 方 | 源太郎 |
| 同       | 田 中 | 美貴子 |
| 同       | 森   | 敏 行 |
| 同       | 橋 本 | 幸 三 |

令和 4 年度京都府内部統制評価報告書に係る審査意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和 4 年度京都府内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

京都府知事が作成した内部統制評価報告書について、評価が手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査する。

3 審査の実施内容

先に策定した「内部統制評価報告書審査計画」に基づき、調査員が各部局の定期監査時に制度の運用状況を確認するとともに、監査委員会会議において評価部局からの説明を聴取した上で審査を行った。

また、これまでの監査等において得られた知見を利用した。

#### 4 審査の結果

令和4年度京都府内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると考えられる。

なお、不適切な事務処理の発生件数は、令和3年度と比べ減少しており、また、令和4年度に執行した定期監査においても、指摘件数は令和3年度と比べ減少するとともに、各所属においてリスクを想定した取組により自己治癒した事例も見受けられるなど、内部統制制度の効果が一定認められる。一方で、依然として、定期監査での指摘の多くは、職員のケアレスミスや認識不足、確認不足に起因するものであり、所属内の内部統制が機能していれば未然に防止できたと考えられることから、内部統制制度の運用について、引き続き改善の余地があるといえる。

内部統制制度が効果的に運用されるために、引き続き内部統制推進部局、各制度所管課及び各所属が連携して取組を推進し、全ての職員が主体的に取り組むことでリスクを事前に回避し、不適切な事務処理が発生した場合には、適切な自己評価による課題の抽出とともに、速やかに再発防止に取り組むなど、更なる機能向上に努めていただきたい。